



○長野県告示第520号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定した。

平成14年10月7日

長野県知事 田中康夫

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
伊那市	伊那市大字伊那部の一部	平成15年3月31日まで
南佐久郡川上村	南佐久郡川上村大字梓山の一部	〃
北佐久郡望月町	北佐久郡望月町大字布施の一部	〃
北佐久郡北御牧村	北佐久郡北御牧村大字八重原の一部	〃
下伊那郡根羽村	下伊那郡根羽村の一部	〃
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村平岡の一部	〃

農村整備課

○長野県告示第521号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月7日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

伊那市大字富県1777の2、西春近4386の3、4386の27、4386の28

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市鼎名古熊1168の1、1178、千代1494の11、龍江9587の39、伊那市西春近564の360、564の410、564の411、564の413、639の10、639の92から639の111まで、4385の12、4386の1、4386の2、4386の14、4386の15、4386の17、4386の19、下伊那郡平谷村403の342、根羽村2113の2、2114、2115の3、3016の4、3016の5、3016の49、3016の50、3016の62、3016の63、3016の101、3016の137、3016の188、3016の289から3016の293まで、3016の337から3016の343まで、4918の19、4918の20、4918の469、4918の715、4918の716、喬木村4411、4419の2、5441の7、5482の1、5483の1、上水内郡信州新町大字山穂刈字小明賀1585、1588のイ、字北小屋1922、字坪川4678、4682のイ、字松木平4689の1、4689の2、4702のイ、4702のロ、字下蟻之尾5923のロ、大字弘崎字蕨野2262、2263のイ、2264、2266、2267、字住平南平2396の12、2397のイ、2397のロ、2398のロ、2399のロ、2399のニ、2406から2409まで、2412、2429、2430の1、2430の2、2437、小川村大字瀬戸川字稗之久保2590、2596、字大林2703の1、2704、2706、大字高府字大川向山4413、字中釣根山4435の4、大字稲丘字中向6664から6666まで、大字小根山字岩下8246の2、8247の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

鼎名古熊1168の1、1178、千代1494の11、西春近4386の1（次の図に示す部分に限る。）、4386の15、根羽村2113の2・2114（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2115の3、3016の50（次の図に示す部分に限る。）、3016の101、喬木村4411、4419の2、5441の7、5482の1、5483の1、字小明賀1585、1588のイ、字北小屋1922、字坪川4678、4682のイ、字松木平4689の1、4689の2、4702のイ、4702のロ、字下蟻之尾5923のロ、字蕨野2262、2263のイ、2264、2266、2267、字住平南平2396の12、2397のイ、2397のロ、2398のロ、2399のロ、

2399のニ、2406から2409まで、2412、2429、2430の1、2430の2、2437、字穂之久保2590、2596、字大林2703の1、2704、2706、字大川向山4413、字中釣根山4435の4、字中向6664から6666まで、字岩下8246の2、8247の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第522号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市座光寺1850の7、1853の5、1854の3、1855の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第523号

御代田町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成14年10月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量（測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換）
- 2 作業期間 平成14年7月15日から平成14年9月27日まで
- 3 作業地域 御代田町北部

監 理 課

○長野県告示第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年10月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業 3・4・22号小池平田線
- 3 事業施行期間
平成14年10月7日から
平成21年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
松本市出川町、平田東1丁目地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

○長野県告示第525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年10月7日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

松本市

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・4・22号小池平田線

3 事業施行期間

平成14年10月7日から

平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

松本市庄内3丁目及び出川2丁目地内

(2) 使用の部分

松本市庄内3丁目及び出川2丁目地内

都市計画課

○長野県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年10月7日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

更埴市

2 都市計画事業の種類及び名称

更埴都市計画道路事業 8・7・6号田町線

8・7・7号東町線

8・7・8号本八日劇場線

8・7・9号黒川南線

8・7・11号旭町千曲線

3 事業施行期間

平成14年10月7日から

平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

更埴市大字稲荷山字町屋敷、大牧、上通り及び釜蓋地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課